

阿賀野市立京ヶ瀬小学校 いじめ防止基本方針

令和4年4月1日
令和5年4月1日
(一部改正)

1 はじめに

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することができるように努める。

【いじめの類似行為の定義】

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む、）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

「新潟県いじめ防止基本方針」

【重大事態とは…】

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【いじめの認知】

いじめに迅速に対処するには、早期発見が不可欠である。外見的に遊びやけんかに見える行為でも、状況等の確認を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。さらに教職員だけでなく、児童や保護者、地域住民が日頃から「いじめ見逃しぜロ」の意識を共有し、いじめの早期発見に努める。

【いじめの解消】

単に謝罪をもって安易にいじめの解消とせず、① いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安に継続していること② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと 等の要件を考慮する。

本方針は、以上のようなことを踏まえ、「いじめ防止対策推進法」第13条により、当校の児童が安心して、充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめない学校づくり」を目的に策定する。

2 いじめ防止等全体に係わる内容

(1) いじめ防止のための取組

① 方針

ア 自己有用感の育成を全ての教育活動の根底にすえ、児童自身が自分に自信をもち、思いやりの心をもてるようとする。

イ 学校全体でいじめ防止及びいじめ見逃しぜロに取り組むことで、児童が安全

安心に学校生活を送ることができるようとする。

ウ いじめは犯罪であり、決して許されない行為であることを継続的に児童に働きかけ、児童自身がいじめを許さない学校風土を醸成していく。

エ 学校職員、保護者、地域、関係機関が一体となって児童の健全育成に取り組み、地域全体でいじめ撲滅に取り組んでいく。

② 具体的な取組内容

ア 授業づくりと学級づくりをいじめ防止の両輪にする。

児童の学校生活の大半は授業による学習活動である。また、学習活動の中心は学級である。この学級が児童にとって安定し安心して生活できることが、いじめ防止の基盤である。このため、学級を支えるものは、楽しく、分かる授業であり、児童一人一人の個性、能力を伸ばす授業、級友とかかわり認め合える授業である。

- ・ 年間を通した授業改善を行う。

校内研修を基盤にした授業改善に全校体制で取り組み、児童一人一人の学力向上を図る。

- ・ 年間を通した指導力向上に取り組む。

校内研修で定めた改善事項や指導力向上研修に全教職員で取り組み、各年層に応じた指導力の向上を図る。

- ・ 学級経営の評価反省を各学期行う。

各担任による学級経営の反省評価を学期後に確実に行い、適切な学級経営の事例を研修会等で学び合う。

イ 学校評価をPDCAサイクルで実践評価し、校内体制を見直す。

学校教育が適切に運営され、知徳体バランスのとれた児童の育成のための方策が適切であるか点検評価することが重要である。このため、知育・德育・体育の3部門の取組が適切かどうか各種アンケート結果や数値等で評価し、改善を行っていく。

ウ 組織的な教育相談体制、生徒指導体制を実現する。

日々のトラブル情報の中で、いじめに結びついて行きそうな事例やいじめにならなくとも解決に時間を要した事例等に丁寧な教育相談を行うことはとても重要である。表面上和解したように見えても心から納得できない場合、そのしこりは後で吹き出す恐れがあるからである。表面的な解決を求めずに子どもが心から納得して和解できるように丁寧な教育相談体制が重要である。

また、いじめの早期発見、早期対応、いじめ見逃しぜロにおいても、学校組織体制を整備した生徒指導体制の充実が必要である。生徒指導体制が不安定であればある程、いじめ防止、解決の校内対応スピードは緩慢なものになるからである。

エ 組織的な連携体制による早期発見、早期対応を実現する。

いじめは学校内ばかりでなく学校外でも発生する。

校内においては、担任の児童を見つめる目や児童の変化を見逃さない目が何より重要である。児童の何気ない不安な表情やしぐさに異変を感じたら、担任はすぐその児童に対応することがいじめの早期発見、早期対応につながる。そして、学年主任、生徒指導主任、管理職と情報を共有して迅速に動くことが求められる。

校外においても、担任は児童の変化や級友からの情報に素早く反応し、連携体制を密にして組織的に対応することが何よりも重要である。

(3) 年間計画

	授業づくり学級づくり	学校評価	教育相談・生徒指導体制
4月	・校内研修計画や学級経営案作成計画に基づく目標設定と方策の決定実践	・学校評価計画に基づく知育德育体育の目標設定と方策の共通理解と実践	・教育相談全体計画、生徒指導全体計画の共通理解と実践
5月	・実践と評価	・実践と評価	・実践と評価
6月	・実践と評価	・実践と評価	・実践と評価
7月	・実践と評価のまとめ	・実践と評価	・実践と評価
8月	・2学期に向けての改善策の決定	・2学期に向けての改善策の決定	・2学期に向けての改善策の決定
9月	・実践と評価	・実践と評価	・実践と評価
10月	・実践と評価	・実践と評価	・実践と評価
11月	・実践と評価	・実践と評価	・実践と評価
12月	・実践と評価のまとめ ・3学期に向けての改善策の決定	・実践と評価のまとめ ・3学期に向けての改善策の決定	・実践と評価のまとめ ・3学期に向けての改善策の決定
1月	・実践と評価	・実践と評価	・実践と評価
2月	・実践と評価	・実践と評価	・実践と評価
3月	・実践と評価 ・年間の反省評価と次年度に向けた改善策の決定	・実践と評価 ・年間の反省評価と次年度に向けた改善策の決定	・実践と評価 ・年間の反省評価と次年度に向けた改善策の決定

(2) 早期発見・早期対応の在り方

① 方針

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員での確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。重大事案に至ったいじめの多くは、誰一人何も気づかなかったというよりも、ささいな情報を放置したり、問題ではないと判断したりした結果、深刻化している。早期認知、早期対応を心掛ける。

- ア 児童のささいな変化に気づくこと
- イ 気付いた情報を確実に共有すること
- ウ 情報に基づき、速やかに対応すること

児童の変化に気づかずいじめを見過ごしたり、せっかく気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。

② 具体的な内容

【児童の様子や悩みの把握にかかわって】

ア 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。

　Q-Uや健康アンケート、生活アンケート、教育相談

イ 児童の日頃の様子に目を配るとともに、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

　休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。

※ 児童が教職員に相談した場合に、その思いを裏切ったり踏みにじったりすることのないよう気を付ける。やっとの思いで相談したのに、うるさがられた、後で話を聞くと言って対応してもらえたかった等のないようにする。

ウ 相談窓口として、保健室や相談室、電話相談窓口について広く周知する。

エ 家庭や地域と連携して児童生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。

　保護者にも協力してもらい保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭で気になった様子はないかを把握するとともに、積極的に保護者からの相談を受け入れる体制を整える。

【情報の共有にかかわって】

気になる変化が見られた、遊びやふざけなどのように見えるものの気になる行為があった場合や、相談などで聞いた内容は、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）メモし、いじめ対策委員にすぐに伝える。

【早期対応にかかわって】

ア いじめ対策委員は情報を毎日集約し、必要に応じ関係者を招集し、その後の対応を考える。

イ 暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合には、速やかに止めることを最優先する。児童が遊びやふざけと言おうとも、暴力的行為を止める。その後は、何が起きていたのか、どのような対応を行ったかをいじめ対策委員に速やかに報告し、指示を仰ぐ。

③ 年間計画

月	内容
4月	早期発見、早期対応の職員間の確認 相談窓口の周知 学校教育説明会での「いじめとは…」の周知 個別懇談会(全員)
5月	健康アンケート 保護者用いじめチェックシート
6月	Q-U、学校生活アンケート①、教育相談

7月	PTA 育成委員からの情報の収集、学校生活アンケート② 「早期発見・早期対応」体制についての反省と改善
10月	学校生活アンケート③、教育相談 個別懇談会（希望）
12月	PTA 育成委員からの情報の収集、学校生活アンケート④ 「早期発見・早期対応」体制についての反省と改善
2月	学校生活アンケート⑤
3月	PTA 育成委員からの情報の収集 「早期発見・早期対応」体制についての反省と改善

※ いじめ対策委員会は隨時

(3) いじめに対する措置

① 方針

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

② 具体的な取組内容

いじめがあると確認された場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめをしたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、関係機関との連携を図る。

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめ行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに「校内いじめ対策委員会」に報告し情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

イ いじめられた児童又はその保護者への支援

家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保

護者に**対**し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。あわせて、いじめられた児童に**信頼**できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

ウ いじめた児童への指導又は保護者への助言

いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

エ 関係機関との連携

必要に応じて関係機関や地域との連携を図った「拡大いじめ対策委員会」を開き、いじめの問題解決にあたる。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。一方、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合等において、関係機関と適切に連携して対処するため、各機関の担当窓口の明確化や連絡会議の開催等、日頃から情報共有体制を構築しておく。

(4) インターネット上のいじめへの対応

① トラブルへの対応

- ・ 情報モラル教育を指導計画に基づいて行う。
- ・ 教育説明会の機会に、家庭への啓発を行う。
- ・ 家庭に向けた生活指導便りによる啓発も適宜行う。
- ・ 全校集会等の機会に、全児童を対象に指導する。
- ・ アンケート結果や児童の情報をもとに、利用方法に問題がある児童については個別指導を行い、家庭への連絡と指導を行う。

② トラブルが発生した場合の対応

- ・ 聞き取りと画面確認により、事実関係を詳細に把握する。
- ・ データ保存と確認を行う。
- ・ 時系列での事実確認と照合を行う。
- ・ トラブルに対する指導を行う。

③ 早期発見・未然防止のために

- ・インターネットや通信機器を介する危険性についての学習を行う。
- ・教職員が知識と対応策をもつことができるよう、研修を行う。
- ・適宜、ネットパトロールを行う。
- ・アンケートや面談などで、ネットトラブルの有無を確認する。
- ・保護者に対し、授業や入学説明会、PTA行事等の機会を通じて、必要な情報モラル教育及び普及啓発を行う。
- ・新潟県SNS教育プログラムを活用した指導を全学年で実施する。

(5) 重大事態への対応

① 重大事態の意味

ア いじめにより在籍児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

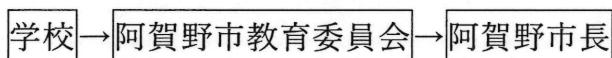
- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

ウ 児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」とあるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したとして報告・調査に当たる。

② 重大事態の報告

ア 重大事態が発生した場合は、以下のように報告する。



いじめ防止対策推進法第30条①②③により、学校設置する地方公共団体の長への報告義務がある。

イ 以下の場合、学校設置者が重大事態の調査主体を判断する。

- ・従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと設置者が判断する場合
- ・学校教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合

③ 調査の主体

ア 学校が主体となって行う場合

イ 阿賀野市教育委員会が主体となって行う場合

④ 調査を行うための校内組織

- ・学校の設置者または学校は、重大事態に係る調査を行うために速やかに組織

を設ける。

- ・ 「いじめ不登校対策委員会」を母体として、重大事態の性質に応じて、阿賀野市教育委員会の指導・助言のもと、適切な専門家を加える。
- ・ 組織の構成については、公平性・中立性を確保するために、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図る。スクールカウンセラー、市担当弁護士、学識経験者、精神科医等

(6) 教育相談体制

① 方針

ア いじめ、不登校を出さない学校づくりに努め、教師と児童相互の人間関係を深めることで、児童が自己実現を目指して活動していくことができるよう支援する。

イ より深い児童理解を促進するために、全職員で、特別な支援を必要とする児童やいじめの実態について情報交換をし、共通理解を図る。

ウ 一人一人の子どもが安心して学校生活を送り、自己の課題を達成し成長していくよう指導・援助を行う。

エ スクールカウンセラーによる相談体制の強化、活用を図る。

② 具体的な取組内容

ア 初期教育相談体制の確立

いじめの情報が入り次第、必要な情報を収集し、児童に必要な支援が行えるような体制を作ておく。

イ 学年部、関連機関との連携

いじめが発生したときに、その児童にとって何が課題であり、今必要な支援が何かをつかみ、より効果的な支援を開始するために、学年部、関連機関と連携し、「教育相談委員会」「いじめ対策委員会」など、必要に応じた組織を編成して対応する。

ウ 子どもを語る会の開催

いじめに関係する児童について、職員のかかわり方や全校児童のかかわり方について具体的に話し合い、共通理解を図る。

エ いじめアンケートの実施といじめの実態把握

いじめアンケートを通して、「いじめ」に対する児童の意識や「いじめ」の実態を把握し、児童の実態に応じた指導を講じることで、いじめ根絶への気運を高める。

オ 全児童を対象とする担任による教育相談週間の設定

児童の実態をもとに教育相談を実施し、いじめ問題への早期対応を図る。

③ 年間計画

	実施内容
4月	教育相談全体計画の共通理解と実践
5月	第1回子どもを語る会開催
6月	第1回いじめアンケート・教育相談の実施
7月	第1回いじめアンケート集計まとめ、第2回いじめアンケート
8月	2学期に向けての改善策の決定
10月	第3回いじめアンケート・教育相談の実施
11月	第2回子どもを語る会の開催、第3回いじめアンケートの集計まとめ
12月	3学期に向けての改善策の決定、第4回いじめアンケート
2月	第3回子どもを語る会の開催、第5回いじめアンケート 教育相談の実施
3月	年間の編成評価と次年度に向けた改善策の決定

(7) 生徒指導体制

① 方針

- ア 児童理解に努め一人一人の個性を尊重し、好ましい人間関係を基盤として、目標をもって生活できるように支援、指導に努める。
- イ いじめ、不登校を出さない学校づくりを目指し、教師と児童相互の人間関係を深め、すべての教育活動で自己存在感を高めるように努める。
- ウ 学校の指導方針の理解と協力を求めながら、保護者、地域との情報交換を行い、指導効果を高める。

② 具体的な取組内容

- ア 互いの心のふれあいを大切にし、認め合い励まし合う学校づくりに努める。
- イ 学校、学級など自分の活動する場における自己有用感を育てる。
- ウ 互いのよさを認め、誤りや間違いを温かく見守る。
- エ 気持ちのよいあいさつや言葉づかいができるように努める。
- オ 努力が認められ、報いられる環境を整える。
- カ Q-Uを実施し、集団の状態、個人の状態、集団と個人の関係を把握・評価し、指導に役立てる。
- キ 「学校生活アンケート」と、その結果を活用した教育相談（期間を設定）を実施して、いじめ・悩み等の把握に努める。
- ク 特別活動（児童会）と連携し、年2回「全校児童集会」を実施する。親和的な集団（学級・学年・学校）づくりと「いじめ防止」の具体的な方策を児童主体で考え実践、評価する場に位置付ける。

③ 児童のいじめ、不登校、非行などに即時、的確に対応する体制

- 児童の行動の変化などからどんな小さなことでも学年で話し合い、校長、教頭に報告して指導を受ける。また、担任としての取組を考え、その都度、生徒指導教育相談部と連絡を密にして順次の対応策を考慮し指導をしていく。その変化をつぶさに見取りながら指導を適切に行っていく。
- いじめ・不登校等の問題が起こった場合は、下の図のように取り組み、複数の関係職員が協同して、問題の解決を図る。

○ 対応の留意点

ア 当該児童の心情の理解を心掛ける。（被害者・加害者児童）

- 共感的な態度で対応する。
- 適切な時、場、タイミングをとらえて対応する。

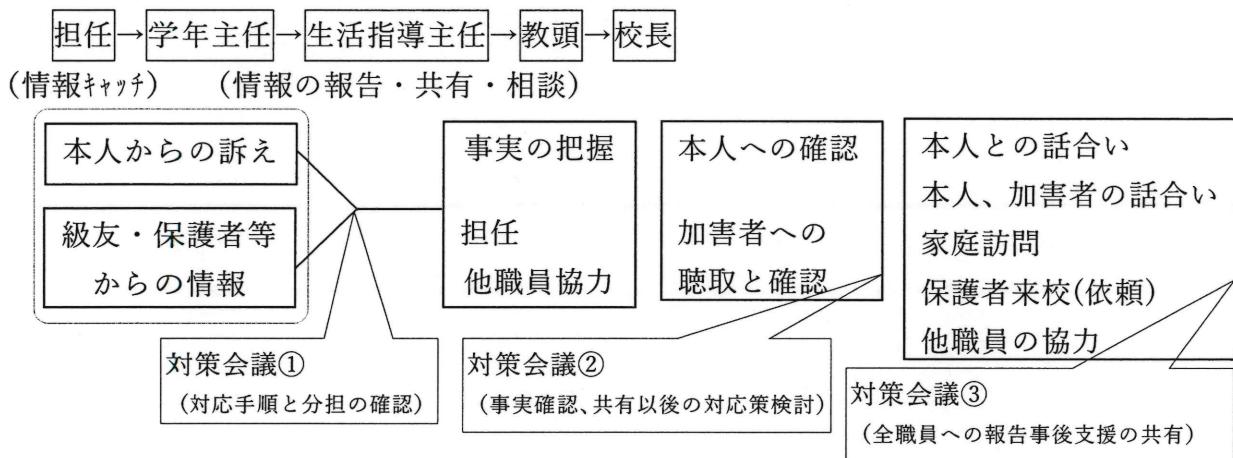
イ 保護者に対する素早い対応、誠意ある対応を心掛ける。

- 第1報時からその日のうちに何らかの連絡を行う。
- 被害者の保護者の不安や不満を謙虚に受け止め、問題を軽視することなく誠意をもって対応に当たる。また、連絡を密に取り合い、信頼の回復に努める。
- 加害者の保護者の心情を理解することにも努め、協力関係を強化する。また、加害者の保護者とも機会あるごとに話し合いを十分に行う。

ウ 全校体制で取り組む

- 最初の情報を得た後、すぐに学年主任または生活指導主任に相談し、すぐに管理職に報告する。

<対応の流れ>



④ 年間計画

	内 容	
4月	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導全体計画の確認 あいさつ運動（年間） 生徒指導部会（月1回） 情報交換会（月1回職員会議時） 縦割り班（異学年集団）によるコスモスタイルの設定 	<ul style="list-style-type: none"> 実践、評価、課題の洗い出し
5月	<ul style="list-style-type: none"> 全校児童集会（児童会主催） 第1回子どもを語る会 	<ul style="list-style-type: none"> 1年間の方針決めを児童主体で行う。

6月	<ul style="list-style-type: none"> ・Q-U ・学校生活アンケート ・教育相談 	・集計、分析し、必要な支援を行う。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活目標「温かい言葉遣い」 ・学校生活アンケート 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・Q-Uについての職員研修 ・地域情報の収集 	・情報を共有し支援、指導にあたる。
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活目標「あいさつ」 ・学校生活アンケート ・教育相談 ・第2回子どもを語る会 	・集計、分析し、必要な支援を行う。
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活目標「温かい言葉遣い」 ・京小まつり（児童会主催） 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・全校児童集会（児童会主催） ・学校生活アンケート 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活目標「温かい言葉遣い」 ・あいさつ運動 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回子どもを語る会 ・学校生活アンケート ・教育相談 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・年間の反省・評価と次年度に向けた改善策の決定 	

(8) 校内研修

① 方針

- ア いじめ防止やいじめに係る対応、児童理解についての研修を位置付けることで、教職員のいじめに対する意識改善と向上を図る。
- イ 問題行動をとる児童の背景や環境等を理解することや未然防止や早期発見、早期対応の在り方を学ぶ。
- ウ 学級内における児童一人一人の状況把握の方法を学び、学級経営や児童理解に役立てる。
- エ いじめ防止だけでなく、児童理解や社会性育成の方法を学ぶ。

② 具体的な取組内容

- ア いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る研修会を、各学期実施する。
- イ Q-Uの集計・分析を行い、研修会を通して情報を共有し、必要な支援、指導にあたる。
- ウ 児童理解を深めたり社会性を育成したりするため、グループエンカウンターやソーシャルスキル、ロールプレイング等の研修を行う。
- エ 新潟県SNS教育プログラムの指導活用方法についての研修を行う。

(3) 年間計画

月	研修内容
4月	・いじめに関する認識改善や状況把握方法について研修計画を作成する。
5月	・第1回「子どもを語る会」
6月	・第1回Q-Uの実施
8月	・いじめへの対応について資質能力向上を図る研修会 ・新潟県SNS教育プログラムの指導活用方法についての研修会 ・第1回Q-Uの分析による具体的な例を採り上げた研修会 ・グループエンカウンターやソーシャルスキル等の研修会
10月	・第2回「子どもを語る会」 市教委 指導主事より指導
2月	・第3回「子どもを語る会」

(9) 点検・見直し

① 方針

- ア 2の(1)～(5)の内容を徹底するために、取組内容を明確化し定期的に点検する。
- イ 取組の効果を検証し、課題を明確にする。
- ウ P D C A サイクルによる年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- エ より実効性が高い取組を実施するために、基本方針について「いじめ防止等の対策のための組織」で点検し、必要に応じて見直す。
- オ 改善策を検討し、指導・対応方法を修正する。

② 具体的な取組内容

ア 情報交換と取組の見直しについて

- ・学級担任等が定期的に意見を交換できる場を設定し、取組についての振り返りをする。随時、取組を見直すことで、より適切な取組を目指す。
- ・日常の状況（出欠席）を数値で表したり、児童、保護者及び地域住民からの声を集約したりすることで、取組の効果をより客観的に検証できる。
- ・状況の変化に伴い分担の見直しを図るなど、柔軟に対応する。
- ・生徒指導主任は、教頭、学年主任と連携しながら随時取組を見直し、微調整する。

取組状況について、学級担任等の意見等を集約する。

学校外からの声を集め。

校長・教頭へ状況を報告する。

全体の状況を教職員全員に伝え、課題を共有する。

イ チェックリストを作成・共有して全職員で実施する。

- ・いじめであるかどうかの判断は、組織的に行うことが必要である。その組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、些細な兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに全て組織に報告・相談する。
- ・組織に集められた情報は、個別の児童ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- ・集約した情報を校長・教頭及び関係職員に報告し、記録の蓄積と活用の観点をもつ。
- ・記録を蓄積するために、集約した情報を整理する。

ウ 教職員全員で点検項目の策定をすることで、各自が役割を意識して主体的に取り組むことを目指す。

- ・生徒指導主任は教頭、学年主任と、どのような方法や手順で、本校の目標の取組状況を診断するか、また、校長の方針をどう具現化するかについて検討する。
 - ・生徒指導委員会で、本校の具体的な取組を盛り込んだ点検項目を作成する。
 - ・校内研修で点検項目案をもとに、各項目に関する下位項目の策定を教職員全員で行う。
- エ 「取組評価アンケート」の実施と P D C A サイクルによる評価を行う。
- ・学校の教育活動が適切に運営され、知・徳・体バランスのとれた児童の育成のための方策が適切であるか、点検・評価することが重要である。そのためには、知育・德育・体育の3部門の重点実践部会の取組が適切かどうか、各種アンケート結果や数値等で評価し、改善を図っていく。
 - ・組織は、いじめ基本方針の見直し、いじめの取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、P D C A サイクルで検証を行う。
 - ・期待するような指標等の改善が見られなかった場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。
 - ・P D C A サイクルで取組を行う関係から、どの期間で検証を行うか決める。それに応じて、「取組評価アンケート」の実施と集計時期、取組の検証を行うための会議の開催時期、校内研修の開催時期などを決める。
- * 「取組評価アンケート」の実施と集計時期、取組の検証
- | | |
|--------|---------|
| 第1回…7月 | 第2回…12月 |
|--------|---------|
- ・取組内容等の検証のための調査の実施時期、その結果に基づく「組織」の会議の開催時期、それを踏まえた校内研修等の時期について決める。
- オ 指導の改善には、定期的な取り組みの検証は欠かせない。例え、検証結果が良くなくても、真摯に結果を受け止めることが次の有効な手立てを生み出すものとなる。
- (ア) 設定した目標に対する達成状況や達成に向けた取組状況を確認する。
- ・年度当初に策定した「点検項目」について、学期終了ごとに一人一人の教職員が自己評価を行う。その結果を一覧にして、教職員全員で共有するとともに、課題を明確にし、その後の取組に生かす。
- (イ) 教職員のみの視点ではなく、児童、保護者、地域の関係者等の意見等も反映させる。
- (ウ) 日常の状況変化を数値で表せるようなデータを収集する。
- カ 教頭、学年主任等と連携して指導の改善策を十分に検討し、指導・対応方法を修正する。検証結果を積極的に公表することは、児童や保護者及び地域の関係者等の理解につながる。
- (ア) 検討する時期を明確にする。
- (イ) 検討するための資料（取り組み状況のデータ等）を用意する。

③ 年間計画

月	取組の内容
4月 ～3月	・取組後の情報収集・集約・分析・整理、情報提供・情報交換、定期的に点検
5月	・具体的な取組を盛り込んだ点検項目の作成、チェックリストの作成
6月	・点検項目案をもとにした会項目策定の研修
6月 ～2月	・チェックリストによる情報の集約と共有化 ・3部門の重点実践部会の取組や実施状況の評価と改善 ・P D C A サイクルによる取組の検証（11月、2月）
7月	・第1回「取組評価アンケート」の実施 点検項目の自己評価

12月	・第2回「取組評価アンケート」の実施	点検項目の自己評価
2月	・P D C A サイクルによる取組の検証のまとめ	点検項目の自己評価
3月	・点検項目の評価、「取組アンケート」の検証、重点実践部の取組の検証等をもとに改善策と次年度の取組の検討	

3 いじめ防止等の対策のための組織

- (1) 生徒指導委員会：日常的な生徒指導部会議
 - ① 役割：児童の情報交換と日常的課題解決
 - ② 回数：随時開催
 - ③ 構成：生徒指導主任、心耕し部主任、各学年1名、教頭
- (2) 校内いじめ対策委員会
 - ① 役割：いじめに関わる問題解決及び児童の情報交換と日常的課題解決
 - ② 回数：随時開催
 - ③ 構成：生徒指導主任、心耕し部主任、各学年主任、各学年1名、教頭、校長
- (3) 拡大いじめ対策委員会
 - ① 役割：いじめに関わる問題解決、点検、見直し、改善策の修正
 - ② 回数：発生時随時
 - ③ 構成：校内いじめ対策委員会構成員、P T A役員、市教委指導主事、学校評議員、スクールカウンセラー等

4 全体図

